

## 射水市民病院医事業務委託業者公募要領

### 1 目的

射水市民病院の医事業務委託において、病院収益の向上や患者に満足されるサービスが提供できる業者に委託するため、公募型プロポーザルを実施し、受注者の選定を行うもの。

### 2 件名及び業務内容等

- (1) 件名 射水市民病院医事業務
- (2) 業務内容 別紙「射水市民病院医事業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 射水市民病院（射水市朴木20番地）
- (4) 委託期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 契約額 2か年度分合計は、次の金額を上限とする。  
委託料 208,500,000円（税込）

### 3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 「射水市民病院医事業務仕様書」に定める業務を確実に実施することができること。
- (2) 許可病床数199床以上のD P C対象病院及び電子カルテ導入病院において、医療事務に係る業務全般を一括して受注した実績を有すること。
- (3) 射水市入札参加資格において登録業者であること。ただし、登録業者でない者は、入札参加資格登録をするための書類を提出でき、入札参加資格登録が可能であることとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 射水市の競争入札において、資格停止措置を受けている期間でないこと。
- (7) 富山県内に登記上の本店又は支店（営業所）を有すること。
- (8) 固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある法人又は宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。
- (10) 個人情報保護に関する方針等を定めていること。

### 4 公募要領の配布等

公募要領、仕様書、提出書類（様式）は、射水市民病院のホームページからダウンロードすること。

### 5 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
  - ①参加申込書兼誓約書（様式1）

- ②参加資格確認書（様式2）
- ③会社概要説明書（様式3）
- ④同種業務実績調書（様式4）
- ⑤登記事項証明書
- ⑥財務諸表

直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等

- ⑦納税証明書（市町村、税務署発行様式）

次のア及びイを提出すること。

ア 拠点所在地市町村が発行する応募直前1事業年度分の法人市民税、固定資産税の納税証明書又は税滞納がないことの証明書

イ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署様式その3の3）

※各種証明書は、発行から3か月以内のもので、複写を可とする。

- (2) 提出部数 1部

- (3) 提出方法

令和6年11月1日（金）午後5時までに、射水市民病院事務局医事課に持参すること。

- (4) 受付時間

月曜日～金曜日（祝祭日除く）午前9時～午後5時

## 6 質問及び回答

本要領及び仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 質問方法

令和6年10月25日（金）午後5時までに、質問書（様式9）に質問内容を記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、事務局に提出すること。

※ ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話で送信した旨を事務局に伝え、着信したことを確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月8日（金）までに射水市民病院ホームページに随時掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

①従事者に関する提案書（様式5）

②提案書（様式6）

③見積書（様式7）

- (2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

A4版縦型フラットファイルに左綴じにして、提出すること。ただし、A3版の資料を使用する場合は、折り込みにすることで可とする。

なお、フラットファイルの表紙及び背表紙には、事業者名を表記すること。

(3) 提出方法

令和6年11月15日（金）午後5時までに、射水市民病院事務局医事課に持参すること。

(4) 受付時間

月曜日～金曜日（祝祭日除く）午前9時～午後5時

8 院内見学

院内見学を希望する参加者は、事務局職員が立会いの下、病院運営に支障のない範囲内で院内見学を可能とする。その場合は、事前に事務局と見学日時等を調整すること。

9 参加辞退

参加申込手続後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を令和6年11月27日（水）午後5時まで（必着）、持参又は郵送により事務局に提出すること。

10 受注者の選定等

(1) 選定委員会の設置

選定委員会を設置し、本プロポーザルの参加資格を有すると認めた者に対して、受注者の選定等に関する審査を行い、総合的に優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法等

① 評価項目、評価内容等

総合評価点数は120点とし、評価項目、評価内容、配点等については、射水市民病院医事業務委託業者選定に係る評価基準のとおりとする。

② 選定委員会

応募事業者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑を実施する。

ア 日程等 別途通知する。

イ 出席者 3人以内

ウ プレゼンテーションの方法等

- ・プレゼンテーションでは、企画提案書に係る説明を行うものとする。
- ・プレゼンテーション終了後に、質疑応答時間を設ける。
- ・プレゼンテーションに使用するOA機器については、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンは、事務局が用意するが、パソコン等必要となるものは持参すること。
- ・企画提案書に係る説明については、提出した企画提案書の内容に沿ったものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

③ 受注者の選定

ア 選定委員会では、提出された企画提案書及びプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について審査を行う。

イ すべての応募事業者の審査終了後、審査結果（評価点数）の合計が最も高い事業者を本業務受注の第一候補者として、次点者を次の候補者として選定する。

### (3) 契約の締結

選定委員会の審査結果を踏まえ、受注候補者を特定し、契約交渉を行い、協議が整った事業者を相手方として、契約を締結するものとする。なお、第一候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。

### (4) 審査結果の公表等

審査結果は、後日、全参加者に書面（様式10）により通知する。

## 1 1 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募書類提出後、3に規定する参加資格要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提出した応募書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 応募書類を提出してから選定委員会における審査が終了するまでの間、選定委員会委員又は事務局職員に不正な接触又は本募集に関する営業活動を行ったことが判明したとき。

## 1 2 その他

- (1) 応募書類の作成及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 提出された応募書類は、参加者の許可なく受注候補者の選定以外の目的で使用することはない。
- (4) 応募書類の提出期限後の提出、差替え、変更及び追加については、認めない。
- (5) 提出された応募書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

## 1 3 事務局

射水市民病院事務局医事課

住 所：〒934-0053 富山県射水市朴木20番地

電 話：0766-82-8100

F A X：0766-82-8104

電子メールアドレス：[byouin-iji@city.imizu.lg.jp](mailto:byouin-iji@city.imizu.lg.jp)

ホームページアドレス：<https://hosp.city.imizu.toyama.jp/>